

滋賀を文化芸術で元気にしよう

施設使用料の

1/2

令和5年
2/10(金)
締め切り

何度でも
申請可能
です!

を支援します

申請書はこちら!



公演や展示などの活動をされる方は申請をお早めに!

感染拡大予防ガイドラインを守って文化芸術活動をされる方
に対し、施設使用料の1/2を支援します。

- (活用例) ○感染対策を行って、県内ホールで有観客のコンサートを開催する。
○感染対策を行って、ギャラリー（県外も含む）で展覧会を開催する。

対象施設

◎ 次のいずれかに該当する施設

- ① 県内の公共施設(公民館等を含む)
- ② 「対象施設一覧」に記載のある施設(県外ギャラリーを含む)
- ③ 「施設確認書」を滋賀県に提出し、承認された施設

※ 「対象施設一覧」は右の二次元コードからご確認ください。

※ 公演等を実施する施設が一覧にない場合、または地域内で実施する祭り等の伝統行事で使用する施設については、電子メールにてご相談ください。

対象施設一覧



補助額等

◎ 補助額

施設使用料(楽屋、控室、空調使用料を含む)の1/2 (1,000円未満切捨て)

※ 付帯設備使用料等は対象外です。

◎ 補助対象経費

- ① 本番の公演等に使用する施設使用料
- ② 本番の公演等に加えて、本番当日とその前日、前々日に本番と同一施設内で行うリハーサル等の準備行為に使用する施設使用料

◎申請先・お問合せ先

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課

(令和4年度 文化芸術活動継続支援事業)

メール : bunkakeizoku@pref.shiga.lg.jp

電話 : 077-528-3344

受付時間 : 9時00分~12時00分

(月曜~金曜) 13時00分~17時00分

(祝日、12/29~1/3、夏季集中休暇(8月中旬)を除く)

しが 文化芸術活動



◎ 次のいずれかに該当する方

- ① 県内の施設で文化芸術活動を実施する個人または団体
- ② 県外(国内に限る)のギャラリーで個展・団体展を行う、住所または活動の拠点が滋賀県内にある個人または団体

◎ 次のすべてに該当する活動

- ① 令和4年4月1日(金)から令和5年3月3日(金)までに有観客で行う公演等
- ② 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守する公演等
 - ※ 感染拡大予防ガイドラインを遵守していることを、「新型コロナウイルス感染拡大予防チェックリスト」(下の表)で確認します。
 - ※ 動画配信のみやチャリティーなどの公演等は対象外となります。

◎対象となる文化活動分野

- 文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野(ア～オ)
- ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊(第8条関係)
 - イ 映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)(第9条関係)
 - ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(第10条関係)
 - エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(第11条関係)
 - オ 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)および国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)(第12条関係)

分野共通	1	マスクの原則常時着用(未着用者への配布等の準備)	公演等	11	来場者の配席は、原則指定席にするなど、主催者側で管理調整できるようにする	
	2	手指の消毒(消毒液の設置)や手洗いの徹底		12	客席の最前列席は舞台前から十分な距離をとることとし、最低でも水平距離2m以上を設ける	
	3	大声を出さないことの奨励、咳エチケット		13	公演主催者および公演関係者は、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとる	
	4	相互の社会的距離の確保(入退場の分散化など)		14	感染リスクが高まるような演出(声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等)は控える	
	5	換気の励行		展示	15	対面や密にならないようなレイアウトに注意する
	6	飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限				
	7	来場者の氏名および緊急連絡先の把握				
	8	仕込み、リハーサル、撤去、休憩時間や入退場時間の余裕を持った設定				
	9	主催者、出演者、来場者への検温の実施と体調不良者への適切な対応				
	10	不特定多数が触れやすい場所の定期的な消毒				

◎申請期間

令和4年4月27日(水) ~ 令和5年2月10日(金) 【消印有効・電子メール必着】

- ※ 本番の20日前までに申請(事前申請)が必要です。
- ※ ただし、令和4年4月1日(金)から6月30日(木)に実施した公演等については、令和4年6月30日(木)までの間は、事後申請が可能です。



- ・ 予算がなくなり次第受付終了となります。
- ・ 補助金の交付決定が行われた日以降の施設使用料が補助対象となりますので、申請の時期にご注意ください。
- ・ 申請は郵送または電子メールで受け付けます。FAXによる受付は行っておりません。
- ・ 申請書はHPからダウンロードしてください。
- ・ 申請には、書面における審査があります。
- ・ 活動実施後は、実績報告書類とともに滋賀県のHPで活動内容を紹介できる写真の提出が必要です。
- ・ 本番終了の翌日から10日以内、または令和5年3月7日(火)【消印有効・メール必着】のいずれか早い日までに報告書類を提出してください。
- ・ 詳しくは、HPに掲載している申請要項、Q&Aをご確認いただくか、表面の問い合わせ先に御連絡ください。